

## 桜川市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

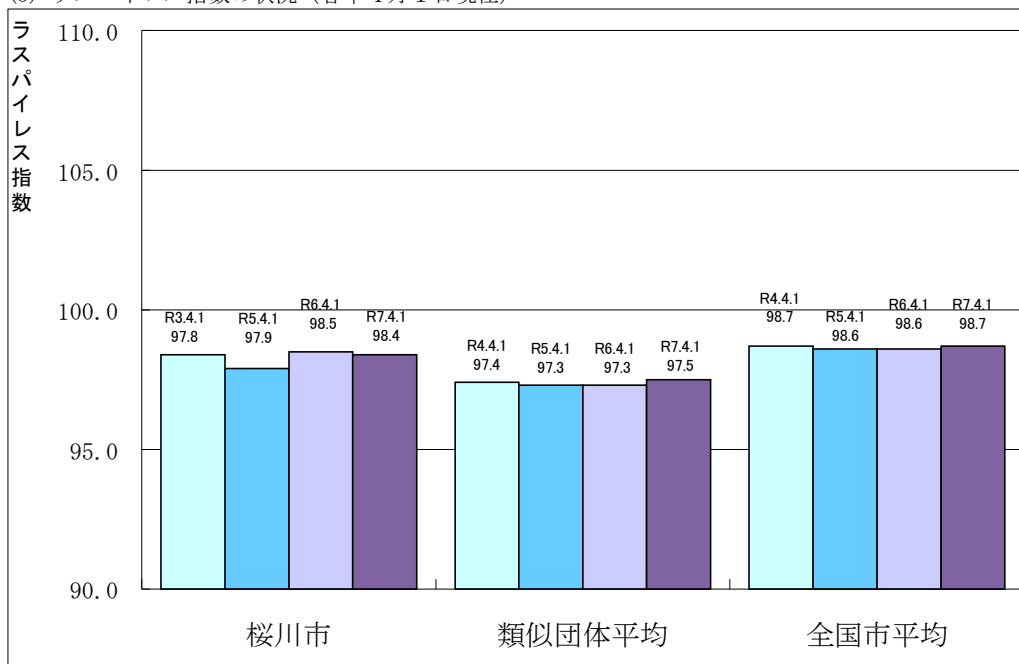
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 37,635	千円 21,107,074	千円 1,361,191	千円 3,301,781	% 15.6	% 14.4

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 341	千円 1,228,833	千円 154,469	千円 491,610	千円 1,874,912	千円 5,498	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 4 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し 実施

改定実施時期	令和7年4月1日
内 容	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

支給割合	国基準2%に対し、桜川市においても2%を支給。
実施時期	令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日時点は4%を支給。
	各年度の支給割合
	令和6年度      令和7年度      令和8年度
国基準による支給割合	0%                  2%                  4%
桜川市の支給割合	0%                  2%                  4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。 (令和7年4月1日実施)
--

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桜川市	39.8 歳	305,100 円	353,239 円	330,250 円
茨城県	41.5 歳	330,542 円	416,875 円	377,411 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		桜 川 市	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

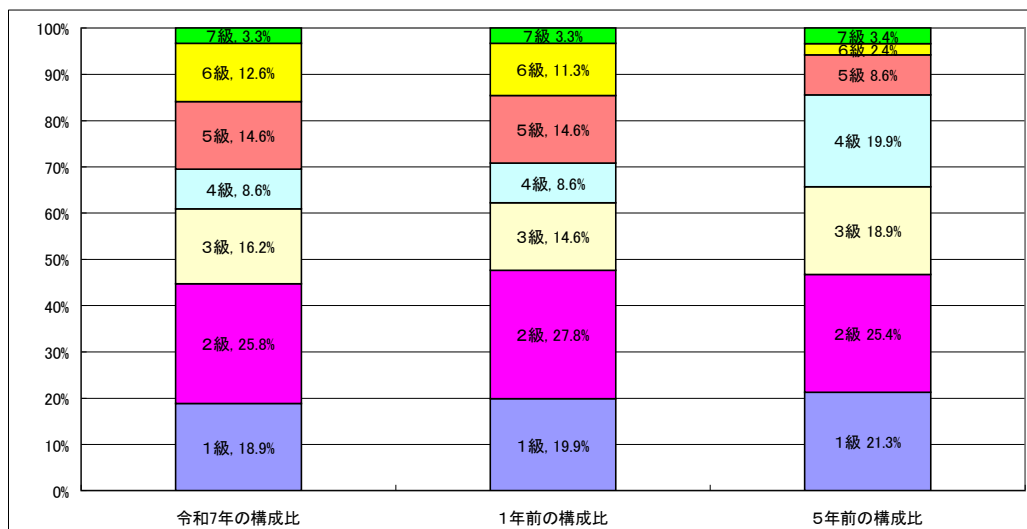
区 分		経験年数5～10年	経験年数15～20年	経験年数21～25年	経験年数26～30年
一般行政職	大 学 卒	256,411 円	326,042 円	364,050 円	394,108 円
	高 校 卒	228,375 円	277,500 円	365,100 円	387,800 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

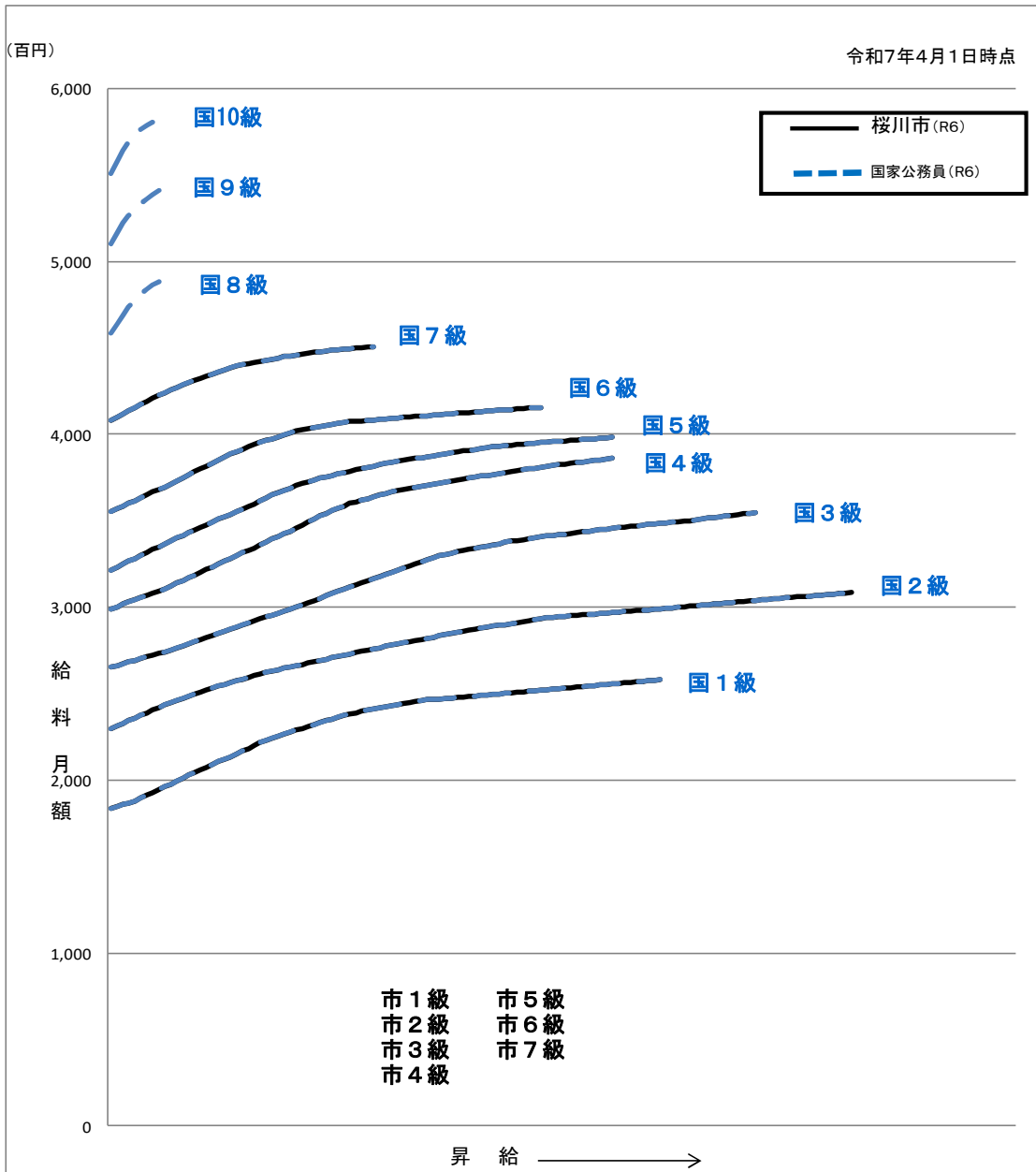
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給与月額
7 級	部長・参事の職務	10 人	3.3 %	408,300 円	450,900 円
6 級	次長、課長、参事補の職務	38	12.6 %	355,200	415,700
5 級	課長補佐、副参事の職務	44	14.6 %	321,300	398,200
4 級	係長、主査の職務	26	8.6 %	298,800	386,100
3 級	主幹の職務	49	16.2 %	265,300	354,700
2 級	主任の職務	78	25.8 %	230,000	308,500
1 級	主事の職務	57	18.9 %	183,500	258,100

- (注) 1 桜川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職、短時間再任用職員等を含まない。



(注) 令和3年度役職改正に伴い、3級、4級の一部を1級上位へ、及び5級を6級に変更。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（桜川市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/	○	/	○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

桜川市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,442 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,910 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.4 月分 (1) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.4 月分 (1) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.4 月分 (1) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（桜川市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

桜川市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~45%)		
1人当たり平均支給額 8,611 千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含んでいます。

## (3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度実績)		—	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
桜川市	2%	372人	2%

## (4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		210 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)		3,974 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		17.0 %	
手当の種類(手当数)		5 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算) 左記職員に対する支給単価
市税滞納処理業務手当	徴収業務従事職員	市税等滞納処理業務	17 千円 日額 300円
保健業務手当	健康推進課保健師	保健施設地区活動業務	25 千円 日額 200円
感染症防疫作業手当	感染症等の救護従事職員	感染症の病原体の付着した物件の処理作業・家畜に対する防疫作業	42 千円 日額 1,000円
福祉業務手当	社会福祉業務従事職員	行路病死体等処理業務	千円 1件 3,000円
動物死体処理作業手当	公衆衛生業務又は有害鳥獣対策従事職員	犬猫鳥獣等死体処理業務	176 千円 日額 600円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	64,227 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)	201 千円
支給実績(令和5年度決算)	56,357 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)	170 千円

- (注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ	—	24,166 千円	230,152 円
住居手当	・借家(限度額28,000円)	同じ	—	15,232 千円	287,396 円
通勤手当	自動車等交通用具利用 通勤距離2km以上 2,000円~31,600円	同じ	—	26,616 千円	82,148 円
管理職手当	部長 月額 62,000円 次長 月額 49,000円 課長 月額 41,000円	異なる	定額支給	26,020 千円	553,617 円
宿日直手当	日直 4,400円	同じ	—	3,221 千円	— 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価 ×勤務時間数	異なる	1時間当たりの単価 算出方法	342 千円	13,680 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	834,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 985,000 円 / 391,500 円
	副 市 長	644,000	円	790,000 円 / 420,000 円
報酬	議 長	394,000	円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	361,000	円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	345,000	円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分 役職加算 20%		
	副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分 役職加算 20%		
	議 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分 役職加算 20%		
	副 議 長			
議 員				
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×550/100×在職年数	(1期の手当額) 18,348,000円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	給料月額×310/100×在職年数	7,985,600円	任期ごと
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

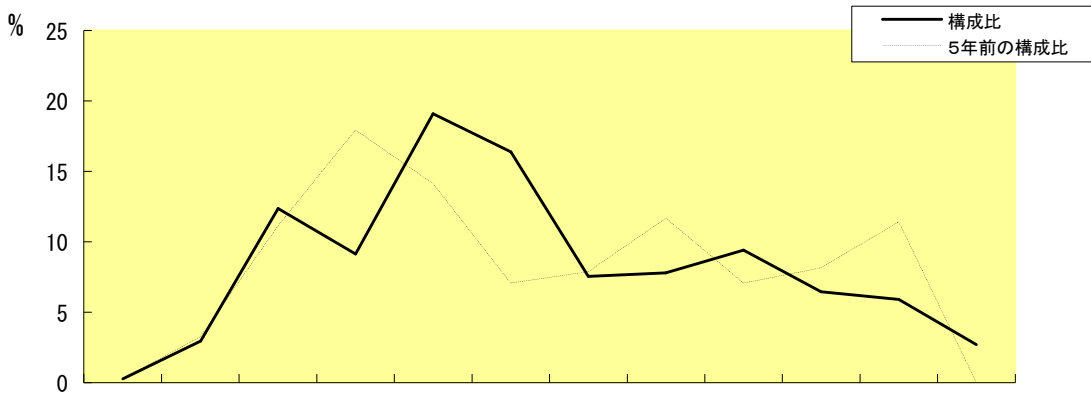
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	国、県等への派遣者、育児休業等の減 再任用職員の短時間からフルタイムへの配置換  正規職員から再任用職員への配置換
		総務	122	128	△6	
		税務	22	21	1	
		農林水産	22	22	0	
		商工	8	9	△1	
		土木	25	25	0	
		民生	70	71	△1	
	衛生	18	19	△1		
	計	292	300	△8	(参考) 人口1万人当たり職員数 78.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.52人)	
	教育部門	41	41	0		
消防部門	—	—	—			
小 計	333	341	△8	(参考) 人口1万人当たり職員数 89.15 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.75人)		
会計部門 公営企業等	水 道	9	9	0		
	下水道	7	7	0		
	その他	23	22	1		
	小 計	39	38	1		
合 計		372 [ 515 ]	379 [ 515 ]	△7 [ 0 ]	(参考) 人口1万人当たり職員数 98.84 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	46人	34人	71人	61人	28人	29人	35人	24人	22人	10人	372人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	287	294	287	288	300	292	5 (1.7%)
教育	40	41	41	41	41	41	1 (2.5%)
普通会計	327	335	328	329	341	333	6 (1.8%)
公営企業等会計	41	39	40	38	38	39	△2 (△4.9%)
総合計	368	374	368	367	379	372	4 (1.1%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
令和6年度	千円 912,329	千円 94,092	千円 60,977	% 6.7	% 6.6

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A	(参考) 全国市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和6年度	人 9	千円 33,737	千円 4,601	千円 13,708	千円 52,046	千円 5,783	千円 6,317

- （注）1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与費は含まれていません。  
 4 職員給与費は、給料、職員手当、期末・勤勉手当に、共済費等を加えた合計です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
桜川市水道事業	38.0 歳	321,435 円	481,907 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桜川市水道事業		桜川市普通会計	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,523千円		1,442千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
1.4 月分	(1) 月分	1.4 月分	(1) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

桜川市水道事業			桜川市普通会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例 (2%～20%) (退職時特別昇給 なし )			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例 (2%～20%) (退職時特別昇給 なし )		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 8,611 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含んでいます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度実績)		-	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)		-	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
桜川市	2%	9人	2%

エ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,277 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)	182 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,143 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)	163 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。  
2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	-	978 千円	489,000 円
住居手当	〃	〃	-	- 千円	円
通勤手当	〃	〃	-	474 千円	67,714 円
管理職手当	〃	〃	-	1,236 千円	618,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 952,558	千円 30,850	千円 45,104	% 4.7	% 4.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 7	千円 24,301	千円 2,777	千円 10,393	千円 37,471	千円 5,353	千円 6,188

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与費は含まれていません。  
 4 職員給与費は、給料、職員手当、期末・勤勉手当に、共済費等を加えた合計です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
桜川市下水道事業	38.3 歳	301,083 円	446,083 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桜川市下水道事業		桜川市普通会計	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,485千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,442千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.4 月分 (1) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 1.4 月分 (1) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

桜川市下水道事業				桜川市普通会計			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例 (2%~20%) (退職時特別昇給 なし)				その他の加算措置 ・定年前早期退職特例 (2%~20%) (退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額 -千円				1人当たり平均支給額 8,611 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含んでいます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度実績)		-	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)		-	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
桜川市	2%	7人	2%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		1 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		28.6 %	
手当の種類(手当数)		1 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算) 左記職員に対する支給単価
市税滞納処理業務手当	徴収業務従事職員	負担金等滞納処理業務	1 千円 日額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	184 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)	31 千円
支給実績(令和5年度決算)	225 千円
職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)	38 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。  
2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	-	990 千円	330,000 円
住居手当	〃	〃	-	557 千円	278,500 円
通勤手当	〃	〃	-	450 千円	75,000 円
管理職手当	〃	〃	-	588 千円	36,900 円